

## これまでの主な意見（論点③関係）

危険有害作業以外の個人事業者等対策  
（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

# 前回までに出された意見のポイント

## (1) 個人事業者等の災害の把握・分析

- ・ イラストレーター等については、キャリアの時期によっても災害のリスクが異なり、そうした時期の観点も踏まえた分析が必要。

## (2) 発注者による取組等

- ・ 建設業において、国や県発注の事業で工期を短縮することが入札要件とされているなど、発注者側が工期の短縮を求める傾向。
- ・ 納期が厳しいことによる過度のストレスや長時間労働が要因で労働災害が発生する場合がある。
- ・ 個人事業者のヘルスリテラシーの向上は、発注者や仲介事業者に取り組ませるべき。
- ・ ストレスチェックや健康診断も、発注者や仲介事業者に取り組ませるべき。

## (3) 個人事業者等に対する支援

- ・ 健康のリテラシー向上を目的とした研修、健診の受診勧奨などの啓蒙が重要。

## (1) ITフリーランス支援機構

- ・ ITフリーランスは、エージェントを介して仕事の仲介・斡旋を受けている場合もあり、そのような場合にはエージェントが発注者と交渉したり調整したりしている。
- ・ 災害は、精神疾患、脳・心臓疾患、内臓疾患が多い。
- ・ ITフリーランスの労災実態としてご理解いただいた追加の内容としては第2回検討会の資料5-3のP22に記載のあるとおり、ITフリーランスの労働災害も労働者であるIT人材と同様な傾向にあるという点。労働者に起こっていることはITフリーランスにも起こっているということをご理解頂きたい。
- ・ ITフリーランス支援機構は会員であるITフリーランス、あるいは将来的にITフリーランスを検討しているITエンジニアに対し安全衛生に関する研修や情報提供を開始した。今後は定期的な取り組みを通して災害予防を強化していく予定。
- ・ 昨年9月よりITフリーランスも政府労災に加入できるようになったことが世の中のITフリーランスには届いていない。労災への加入を契機に労災防止を意識し一定の効果がある。従って、行政側として積極的な周知をお願いしたい。
- ・ 業界業種が変われば労災の実態も変わるので共通の枠組みで決めるのは難易度が高いと思う。管轄省庁が業界団体などと連携してガイドラインや取り組み施策を策定するのがもっとも機能するかと思う。ただITフリーランスの場合は管轄省庁が無いのでこの機会に決めて頂きたい。
- ・ ITフリーランスの場合はエージェントといわれる仲介企業が就業中のITフリーランスのフォローアップをすることが多い。従って、エージェント企業に労災防止のための活動を期待するのも有効。またそのようなエージェントを優良企業として認定するようになればITフリーランスの労災防止には有効。

## (2) 日本芸能従事者協会

- ・ 芸能従事者は、芸能実演家・スタッフ含めほとんどがフリーランス。
- ・ 芸能従事者の契約形態は重層下請構造になっており、発注者であるスポンサー企業から、広告代理店や制作会社を経由し、芸能実演家やスタッフは7次下請。
- ・ 就業場所や就業日時は仕事依頼時に制作側が指定（前日に突然依頼されることもある）。請け負う側の芸能従事者側からの変更依頼はできない。指示された撮影場所が犯罪者の自宅で殺害されたモデルの例がある。
- ・ 撮影現場も重層下請になっており、監督がトップにいて、助監督や技術スタッフ等がおり、それぞれから俳優は指示を受けているが、事故防止責任者が明確にされていない。
- ・ 通達に基づく現場責任者の選任は実効性を伴っていないため、新しい方策が必要である。
- ・ 発注者による健康確保措置はなく、就業時間の把握、長時間労働の抑制、ストレスチェックはほとんど行われていない。健康診断受診率も4割以下。
- ・ 約8割が徹夜仕事を経験、平均睡眠時間は4～6時間が53%、4時間未満が12%など、長時間労働が課題。また、約5割がハラスメントを経験、仕事が原因で生きていけないと思った経験がある者は約4割。
- ・ 撮影場所や劇場、イベント会場等にトイレがない経験は6割超で、約2割が膀胱炎の経験あり。
- ・ 更衣室がない経験は87%（着替え場所：トイレ約7割、屋外約2割）。その他の意見として、事前説明なしに福島原発避難区域に連れて行かれ、防具なしに撮影をさせられた例等がある。
- ・ 仕事上不安に思った内容は、労働時間が73%、居場所の環境が52%、ハラスメントが46%。
- ・ 相談窓口の利用は4.1%。相談しにくい理由は話しにくい63.9%。
- ・ 日本芸能従事者協会および労災特別加入団体の全国芸能従事者労災保険センターが会員に対して安全衛生に関する研修や、情報提供を行い、メンタルケアの相談窓口を設置している。

## (3) 日本イラストレーション協会

- ・ イラストレーター等は、発注者から直接仕事を請け負うことが多い。
- ・ 作業場所は受注側で選択可能な場合が多い。納期は発注側からの指定で、受注者側から変更してもらうことは困難なことが多い（作業量や納期短縮等の不利な変更も断れない場合が多い。）。
- ・ 睡眠時間を削ってでも納期までに発注者が満足する質で納品しなければならないのが実情。安心して仕事できる環境を整備しないと、日本のコンテンツ産業の未来はないのではないかと懸念されている。
- ・ イラストレーター等、各個人事業者による就業時間の把握、長時間労働の抑制、ストレスチェックはほとんど行われていない。
- ・ イラストレーター等に安全衛生管理を求める主体や制度が存在しない。
- ・ イラストレーター、WEBデザイナー等の健康被害は、腰痛、視覚障害、睡眠不足、頸椎炎、腱鞘炎、精神疾患などが多い。これらの実態は、すでに特別労災の加入が認められているアニメーターやIT事業者と同等である。
- ・ 日本イラストレーション協会が会員に対して安全衛生に関する研修、情報提供や健診の受診斡旋を行っている。